

個人情報保護に関する指針

令和6年6月14日 会長決裁

(目的)

第1条 この指針は、埼玉県高等学校PTA連合会（以下「県高P連」という。）が、県高P連の業務をとおして取得した会員及び県高P連の業務に必要な個人の個人情報を適切に収集、管理、利用及び保護し、会員のプライバシーを保全することを目的とする。

(個人情報の定義)

第2条 個人情報とは、氏名、住所、電話番号やその他の記述等により、当該本人を識別できるものをいう。

(個人情報収集の原則)

第3条 県高P連が行う個人情報の収集は、県高P連の事業の運営に必要な範囲に特定し、当該情報の利用目的を伝え、本人又は本人が同意する第三者から公正な手段によって収集されなければならない。

(個人情報利用の原則)

第4条 県高P連による個人情報の利用は、前条で伝えた利用目的の範囲に限定してされるものとし、次の各号に定める場合を除き、本人の同意なく目的外の利用をしてはならない。

- (1) 県高P連が加盟する団体の業務に必要不可欠な場合
- (2) 法令等により、県高P連が相手方に情報を提供することが義務付けられている場合

(情報管理の原則)

第5条 県高P連事務局は、県高P連において収集・蓄積された個人情報に関して、改ざん、紛失、目的外の利用など不正な取扱いが行われることないように厳正に管理しなければならない。

(関係法令等の遵守)

第6条 個人情報保護の管理運用に当たっては、本指針のほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの関係法令を遵守する。